

調布中学校PTA規約

第1章 名称および事務所

第1条 本会は、調布市立調布中学校PTAといい、事務所を本校におく。

第2章 目的

第2条 本会は、保護者(家庭)と学校との連絡を密にし、生徒の福祉や環境整備の増進をはかり教育の発展に寄与することを目的として、次の活動を行う。

1. 生徒の心身の健全な成長を助けること。
2. 会員相互の啓発と親睦につとめ、教育に対する理解を深めること。
3. 学校、家庭、地域社会の教育的環境の整備につとめること。
4. その他本会の目的達成に関すること。

第3章 方針

第3条 本会は、次の諸項を方針とする。

1. 本会は、教育を本旨とする民主的団体として活動する。
2. 本会は、営利・宗教・政治的、その他、本会本来の事業以外の活動を目的とする 団体や事業と関係をもってはならない。
3. 本会は、青少年の健全育成のために活動する調布市PTA連合会や他の社会的団体および諸機関と協力する。
4. 本会は、学校の人事その他管理に干渉しない。

第4章 会員

第4条 本会は、調布中学校の保護者および教員で構成される。

第5章 会計

第5条 本会の経費は、会費・その他の収入をもって支弁される。

第6条 本会の会費は、総会において決定し、その納入方法・金額は、細則1にもとづいて行うものとする。

第7条 本会の資産は、第2条の目的に使用する。

第8条 本会の経理は、総会において議決された予算にもとづいて行われる。

第9条 本会の決算は、会計監査を経て総会において承認を得なければならない。

第10条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第11条 本規約に定めるもののほか、会計事務について必要な事項は、別に定める細則による。

- 2 細則に定めがない場合には、役員会で協議し、常任委員会で決定する。

第6章 総会

第12条 総会は、全会員をもって構成され、本会の最高議決機関とする。

第13条 総会は、定期総会および臨時総会とする。

- 2 本会の定期総会は、年に1回事業年度当初に開くものとする。社会情勢等により対面の総会を開催することが困難であるときは、会長の決定により、書面または電磁的方法による会議をもってこれに代えることができる。

- 3 臨時総会は、役員会が必要と認めたとき、または、会員の5分の1以上の要求があったときに開催する。

第14条 総会は、委任状を含め、会員の2分の1の出席をもって成立する。

第15条 総会の決議は出席者の過半数をもって決し、可非同数の場合は、議長がこれを決する。

第7章 役員

第16条 本会に次の役員をおき、総会において選ばれ、本会の事業を推進する。

	P	T
--	---	---

会長	1名	
----	----	--

副会長	2名	1名
-----	----	----

書記	2名	1名
----	----	----

会計	2名	1名
----	----	----

ただし、必要を認めた場合は、増員を可能とする。

2. 前項の役員で役員会を構成し、開催する。役員会には、必要に応じ会長が各種委員会の委員長の出席を求めることができる。

第17条 役員の任期は、1年とする。補充により就任したものの任期は、年度内残余期間とする。

第18条 再選による再任を妨げない。また、新年度役員の決定まで任務を執行する。

第19条 役員は、他の役員・会計監査委員・委員を兼ねることはできない。

第20条 役員に欠員を生じた場合は、常任委員会がその中から補充する。但し、会長に欠員を生じた場合は、副会長が互選で任期を代行する。

第21条 学校長は、本会の顧問とする。顧問は随時会長の諮問に応ずるとともに、すべての会議に出席して意見を述べるができる。

第22条 本会の歴代会長は、相談役とする。相談役は必要に応じて会長の諮問に応じる。

第23条 役員の仕事は、次のとおりとする。

1. 会長は、本会を代表し、会務を統理し、総会、および、常任委員会を主宰する。
また、役員会の承認をえて、各委員会および、特別委員会の正副委員長を委嘱する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その代理を務める。
3. 書記は、総会・常任委員会の記録をとり、庶務的事項を処理する。
4. 会計は、本会の会計事務をつかさどる。
総会・臨時総会等において会計監査を経た決算報告をするとともに、予算の立案に協力する。

第8章 会計監査委員

第24条 この会の経理を監督するために3名の会計監査委員をおく。(但し、1名は、学校側とする)

第25条 会計監査委員は、総会で選出する。

第26条 会計監査委員は、随時会計の状態を監査し、総会等に会計監査報告をする。

第27条 会計監査委員の任期は一年とする。但し、再任はさまたげない。会計監査委員は、委員を兼ねることは出来ない。

第9章 常任委員会

第28条 常任委員会は、次の者によって構成される。

1. 役員
2. 各種委員会の正副委員長
3. 本会顧問

第29条 常任委員会は、総会につぐ議決機関で、次の任務をもつ。

1. 総会に提出する予算、その他議案の審議。
2. 役員会および特別委員会によって立案された事業計画、その他議案の審議。
3. 細則・規定その他本会の運営に関する事項の審議。

第30条 常任委員会は、原則として各学期に1回以上、または会長が必要と認めるときに開催する。

第31条 常任委員会は、委員数の3分の1の出席をもって

議事を決する。

第10章 各種委員会・同好会

第32条 各種委員会は、次のとおりとし、下記事業の立案と実行にあたる。

1. 広報委員会 本会の会報発行およびその他文化的行事に関すること。
2. 学年委員会 各学年の諸課題、および保護者同士の交流と啓発に関すること。

第33条 各種委員会の活動についての必要な事項は、細則2で定める。

第34条 特別な事項について必要があるときは、特別委員会を設けることができる。

第35条 特別委員会とは、会長が招集し、特別な目的を遂行するためにおかれ、その目的をはたしたときに解散する。【例】規約検討委員会

第36条 同好会とは、会員相互の研修と親睦を図る目的をもって行われ、活動に関しては、細則4に定める。

第11章 役員・会計監査委員候補推薦委員会 (以下、名称を推薦委員会と略す)

第37条 推薦委員会の構成は、つぎのとおりとする。

1. 1学年各クラスより 1名
2. 2学年各クラスより 1名
3. 教員から 1名

第38条 推薦委員会は、役員・会計監査委員候補者を推薦し、総会に報告、承認を得た後に解散する。

第39条 推薦委員会は、役員候補者の推薦にあたっては、次のように行う。

1. 互選によって正・副委員長、書記を定める。
2. 役員・会計監査委員候補者の同意を得て、これを定期総会で発表し承認を得る。

第40条 役員・会計監査委員候補者の推薦についての留意点は、細則3に定める。

第12章 付 則

第41条 本規約を改正するときは、総会の1週間前までに全会員に知らせるとともに、総会において出席者の3分の2以上の承認を受けなければならない。

第42条 本会の運営ならびに活動に関する細則は、本規約に反しないかぎり役員会と常任委員会の承認を受けて定められる。

第43条 この規約は、平成13年5月7日より施行される。

糸田貝町

1 会費について

- 1 調布中学校PTA規約第6条にもとづきこの細則を定める。
- 2 本会の会費は、一家庭年額2,100円を納入する。
- 3 転入の場合は、学期あたり700円とし、転入した学期より納める。転出の場合は、原則として返還しない。
- 4 この細則は、平成13年5月7日より施行する。

2 各種委員会の活動について

- 1 調布中学校PTA規約第33条にもとづきこの細則を定める。
- 2 広報委員会は、各学級より1名、学年委員会は、同じく1~2名、それぞれに選出された委員をもって構成される。
ただし、必要を認めた場合は、増員を可能とする。
- 3 各委員会の委員長1名、副委員長1名、書記・会計各1名は、各委員会で互選する。
- 4 この細則は、平成21年4月30日より施行する。
- 5 この細則は、平成25年4月30日部分改正。
- 6 この細則は、平成31年2月26日部分改正。
- 7 この細則は、令和2年2月20日部分改正。
- 8 この細則は、令和4年9月17日部分改正。

3 役員・会計監査委員候補者の推薦について

- 1 調布中学校PTA規約第40条にもとづきこの細則を定める。
- 2 推薦委員会は、会則第38条に基づき、全会員の推薦をうけて役員・会計監査委員の候補者を選び、本人の承諾を得て総会に推薦するものとする。
- 3 推薦する候補者の選定の方法は、推薦委員の合議によって決する。
- 4 この細則は、平成13年5月7日より施行する。

4 同好会

- 1 調布中学校PTA規約第36条にもとづき、この細則を定める。
- 2 同好会の結成・廃止は、常任委員会で決定し、活動計画書および報告書を常任委員会に提出する。
- 3 同好会活動の運営は、所属会員の自主運営とする。
- 4 この細則は、平成13年5月7日より施行する。

5 慶弔規定

- 1 調布中学校PTA規約第2条4項にもとづき、以下の細則を定める。

	慶弔	見舞い	転退職
教員	慶事 結婚 5,000 円 弔事 本人 5,000 円	入院 3,000 円	一律 3,000 円
会員	弔事 5,000 円		
生徒	入学祝 校章 卒業祝 年度ごとに検討する 弔事 5,000 円	災害見舞いについては、校内・登下校、その他の状態、程度により役員会で協議決定し、1,000~5,000円とする。	
以上の規定によりがたい場合は、諸般の事情を考慮して、役員会で別途協議する。			

- 2 この細則は、平成25年4月30日より施行する。

6 会計事務処理取扱要綱

第1条 趣旨

調布中学校PTAにおける適正かつ適切な会計事務処理について必要な事項を定めるものとする。

第2条 事務引継

役員の変更に伴う会計事務の引継に当たっては、新旧役員の立会いの下に行う。

- 2 事務引継は旧役員が召集し、次の各号に掲げる会計事務関係の重要書類（以下「会計書類」という。）と印鑑及び残金すべてについて、相違ないか否かを確認することにより完了する。

- (1) 通帳
- (2) 現金出納帳
- (3) 領収書
- (4) 覚書（収支明細）
- (5) 保険関係書類

第3条 会計書類の管理

通帳の名義は会長にする。通帳の名義変更は会長が交替した都度行うものとし、変更手続きは新旧の会長と新会計双方の立会いにより行う。

- 2 会計書類の保存年限は5年とする。
- 3 この細則は、令和5年3月13日部分改正。

第4条 収支報告及び中間・随時監査

会計は役員会において随時収支報告を行う。

- 2 会計監査委員は、2学期中に中間監査を実施し、そ

の後の常任委員会において報告を行う。

- 3 その他、会計監査委員及び役員会の請求があれば、随時監査を行う。

第5条 会計監査

会計監査は会長及び会計全員が同席の下に実施し、個別に行わない。ただし、担当教員の出席が難しい場合は、委任状により役員に当たる教員が代理で出席できる。

- 2 監査の方法は、残金の提示を受けて、第2条第2項各号に規定する会計書類の照合・確認を行うことにより実施するものとする。
- 3 この細則は、平成16年4月30日より施行する。
- 4 この細則は、令和5年3月13日部分改正。

本規約は、昭和24年3月28日より施行

本規約は、昭和26年5月13日部分改正

本規約は、昭和30年5月12日一部文章整理

本規約は、昭和32年5月 日部分改正

本規約は、昭和33年5月 日部分改正

本規約は、昭和34年9月 日部分改正

本規約は、昭和43年3月 日部分改正

本規約は、昭和52年3月12日部分改正

本規約は、昭和58年3月10日部分改正

本規約は、平成元年5月7日会費項目改正

本規約は、平成7年5月9日部分改正

本規約は、平成8年4月26日部分改正

本規約は、平成11年4月23日部分改正

本規約は、平成13年5月7日改正

本規約は、平成16年4月30日部分改正

本規約は、平成19年4月1日部分改正

本規約は、平成20年5月1日部分改正

本規約は、平成21年4月30日部分改正

本規約は、平成25年4月30日部分改正

本規約は、平成26年4月30日部分改正

本規約は、平成30年2月26日改正

本規約は、平成31年2月26日部分改正

本規約は、令和2年2月20日部分改正

本規約は、令和5年5月13日部分改正